入院基本料等の見直し

入院基本料等の見直し

- 入院基本料等について、以下の見直しを行う。
 - ▶ 退院後の生活を見据え、入院患者の栄養管理体制の充実を図る観点から、栄養管理体制の基準を明確化する。
 - 人生の最終段階における適切な意思決定支援を推進する観点から、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、意思決定支援に関する指針を作成することを要件とする。
 - ▶ 医療機関における身体的拘束を最小化する取組を強化するため、医療機関において組織的に身体的拘束を最小化する体制の整備を求める。
 - ▶ 上記のほか、40 歳未満の勤務医師、事務職員等の賃上げを実施すること等の観点から、入院基本料等の評価を見直す。

現行			改定後	
【一般病棟入院基本料】			【一般病棟入院基本料】	
急性期一般入院料1	1,650点		急性期一般入院料1	<u>1,688点</u>
【療養病棟入院基本料】			【療養病棟入院基本料】	
療養病棟入院料1 入院料G	968点		療養病棟入院料1 入院料25	983点
【精神病棟入院基本料】			【精神病棟入院基本料】	
15対1入院基本料	830点		15対1入院基本料	844点
【特定機能病院入院基本料】		<u>L</u> ,/	【特定機能病院入院基本料】	
7対1入院基本料(一般病棟の場合)	1,718点	V	7対1入院基本料(一般病棟の場合)	<u>1,822点</u>
【回復期リハビリテーション病棟入院料】			【回復期リハビリテーション病棟入院料】	
回復期リハビリテーション病棟入院料4	1,841点		回復期リハビリテーション病棟入院料4	1,859点
【地域包括ケア病棟入院料】			【地域包括ケア病棟入院料】	
地域包括ケア病棟入院料1	2,809点		地域包括ケア病棟入院料1 (40日以内)	2,838点 3以除(+2,600点) 21
31 ※一部の入院料について抜粋。地域包括ケア病棟入院料 1 は日数による評価を見直したことに伴う増点を含む。				

栄養管理体制の基準の明確化(入院料通則の改定①)

栄養管理体制の基準の明確化

▶ 退院後の生活を見据え、入院患者の栄養管理体制の充実を図る観点から、栄養管理体制の基準を明確化する。

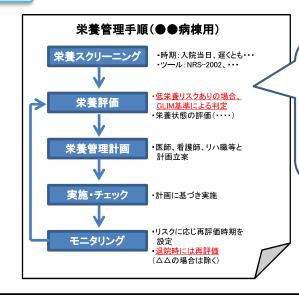
現行

【入院基本料等の施設基準等】

- 5 栄養管理体制の基準
- (1) (略)
- (2) 管理栄養士をはじめとして、医師、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順(栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、定期的な評価等)を作成すること。
- (3)~(9) (略

イメージ

各医療機関の機能や患者特性等に応じて栄養管理手順に位置づける



GLIM基準を活用することが望ましいが、GLIM基準を参考にしつつ、各医療機関の機能や患者特性等に応じて、標準的な手法を位置づけていれば差し支えない。

改定後

【入院基本料等の施設基準等】

5 栄養管理体制の基準

(1) (略)

(2) 管理栄養士をはじめとして、医師、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順(標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等)を作成すること。

(3)~(9) (略)



2018年に世界の栄養学会 (ESPEN:欧州, ASPEN:北米, PENSA:アジア, FELANPE: 南米) が低栄養の診断基準としてGLIM基準を策定

●栄養スクリーニング

- ・全ての対象者に対して栄養スクリーニングを実施し、低栄養リスクのある症例を特定
- ・検証済みのスクリーニングツール(例: MUST、NRS-2002、MNA-SFなど)を使用

重症度判定(中等度低栄養、重度低栄養)

低栄養と判定

※詳細は、日本臨床栄養代謝学会(JSPEN)HP「GLIM基準について」を参照

33